

川崎市「保育の質ガイドブック」(案)

～「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指して～

川崎市 こども未来局

平成29年 ○月

目 次

1	目的	-----	1
2	保育所の役割	-----	1
3	「保育の質」の定義	-----	2
4	「保育の質」を構成する3つの要素について	-----	3
	(1)「保育内容としての要素」(ソフト面)	-----	3
	(2)「人材としての要素」(組織管理体制)	-----	10
	(3)「保育環境としての要素」(ハード面)	-----	11
5	「保育の質」の維持・向上に向けた取組強化	-----	12
資料	川崎市「保育の質ガイドブック」3つの要素一覧表	-----	13
	川崎市「保育の質ガイドブック」を活用していくために	-----	14
	(1)「保育内容としての要素」(ソフト面)	-----	15
	(2)「人材としての要素」(組織管理体制)	-----	23
	(3)「保育環境としての要素」(ハード面)	-----	26

1 目的

本市では「子ども達の笑顔があふれるまち・かわさき」を基本理念として、安心して子育てできる環境づくりを目指しています。その中でも「待機児童の解消」を最重要課題として位置付け、計画的に保育所等の整備を進めてまいりました。

平成 27 年度 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」でも、市町村、都道府県及び国はそれぞれの役割に応じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の維持及び向上を図ることが必要であるとしており、保育需要の増大や家族形態、就労状態の変容など多様化する地域子育て家庭への対応など保育所等へ求められる役割も大きくなっています。

本市では保育の関係施設が連携し、施設長や職員同士が実践を通して学びあえる関係性の中で、互いの保育の質の向上を目指してきましたが、子どもの最善の利益の観点から、保育者として子どもに向き合う際の視点を共通の尺度として文言化し、その内容について子ども・子育て会議で御意見等をいただき川崎市「保育の質ガイドブック」を作成しました。本ガイドブックは市内保育施設*¹の保育の実践や振り返りの参考に活用していきます。

*¹ 市内保育施設とは：川崎市認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園、企業主導型保育事業、病児・病後児保育事業

2 保育所の役割

「保育所保育指針」（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）では、保育所の役割を以下のように定めています。

- (1) **保育所保育の目的**：保育所は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) **保育所の特性**：保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) **子育て支援**：保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4) **保育士の専門性**：保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

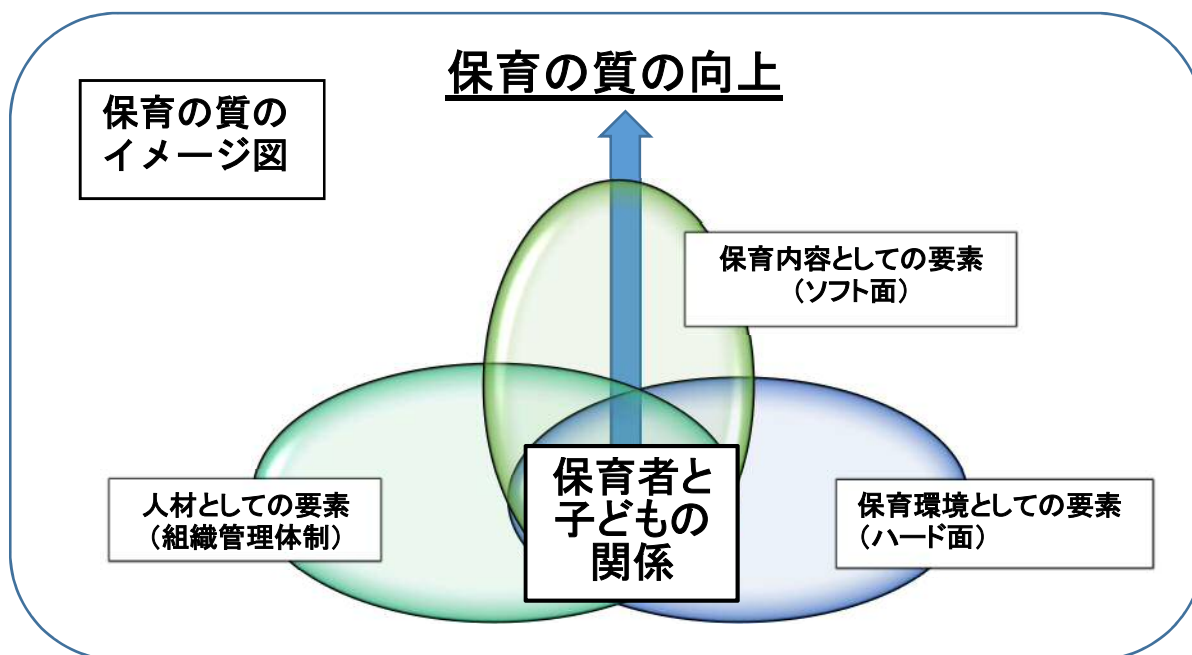
3 「保育の質」の定義

保育所保育指針第一章総則では、保育の目標は「保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場所である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。」とし、以下の6項目があげられています。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- (3) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- (4) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- (6) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

上記を目標とし、保育にあたるうえで、保育士等は高い専門性と豊かな人間性を持って保育にあたらなければなりません。またその保育が継続的・安定的であることが「保育の質」に大きく関わっているものと考えます。「保育の質」とは、「保育内容としての要素（ソフト面）」、「人材としての要素（組織管理体制）」、「保育環境としての要素（ハード面）」の3つの要素から構成される「保育者と子どもの関係の質」であると考えます。

全ての子どもは様々な可能性と自ら育つ力を持っています。子ども自身が生まれもった力を発揮して成長していく姿に寄り添いながら、子どもの可能性を引き出していくことは大人としての責任です。特に保育士等は子どもの発達のだんすや連続性を踏まえ、長期的な視野を持ち、様々な遊びや経験を通して一人一人の発達を援助していきます。いつも温かく受け入れ理解してくれる保育者の愛情が、心の拠り所となり自己肯定感や基本的な信頼感を育んでいきます。保育者自身が、子どもにとって重要な環境であることを意識し、倫理観や公平性を持ち、言葉遣い、まなざし、姿勢等配慮して保育にあたることが重要です。子どもが人・物・自然などに触れ、興味・関心を広げ、様々な心情・意欲・態度を身につけ、生きる力の基礎を培っていけるよう応答的に関わっていくことが重要です。



4 「保育の質」を構成する3つの要素について

「保育内容としての要素（ソフト面）」「人材としての要素（組織管理体制）」「保育環境としての要素（ハード面）」の3つの要素を「保育所保育指針」を基に、25の視点に分け、視点ごとにあるべき姿と取り組むべき内容や大切にしたいことを段階的に着眼点で示しました。

なお、着眼点は『川崎市「保育の質ガイドブック」3つの要素一覧表』にまとめ、資料編（13ページ以降）として示しました。

着眼点の内容はステップを踏み、保育に反映して深めていただきたい点をまとめています。各保育施設でどのように取り組まれているかを確認し、未実施の内容があれば今後取り組むべき課題として検討・討議するなど、継続的な向上にむけた仕組みづくりが保育の質の向上に繋がります。各保育施設の保育の振り返りににおいて活用していただきたいと思います。

（１） 「保育内容としての要素」（ソフト面）

保育所の保育は「養護と教育が一体となって展開される」ことを特徴としています。生活や遊びを通して多様な活動や体験をすることにより、一人一人の可能性の芽を育て、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことを目的としています。保育士等が子どもの身体の発達とともに心の育ちにも十分に目を向け、一人一人の心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、育ちを見通し援助していくことが大切です。また、保育のねらいと内容を明確にしていきながら、保育所の独自性や創意工夫が十分に発揮され子どもの生活と遊びが豊かに展開されることが求められています。

※②以降について視点、あるべき姿（考え方）を補足する為に【ポイント】を記載しています。

視点	あるべき姿(考え方)
① 保育理念、基本方針の確立と周知	○保育は「保育所保育指針」を規準とする。 ○保育の基本となるものであり、子どもの最善の利益に基づき、明文化され、職員・保護者・地域へ周知している。
② 保育課程の策定、保育指導計画の作成と保育の実施	○保育の理念や基本方針の実現に向け、「保育のねらい」および「内容」が、子どもの発達過程を踏まえ、保育所の独自性や地域性等を考慮し、創意工夫が十分に活かされるよう保育課程を編成している。 ○保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的(年・月)指導計画と、それと関連しながらより具体的に季節や日々の生活に即した短期的(週・日)指導計画を作成し、保育が適切に展開されている。 ○子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した一貫性、連続性のある保育指導計画及び保育実践を行い、子ども達が主体的に活動できるようにしている。 ○保育指導計画の実施状況の把握や評価、見直しを計画的、組織的に行っている。 【ポイント】保育所における保育の基本は、環境を通して行われます。保育者は人的環境、物的環境、自然や社会の事象などの環境構成が保育の質に関わることを自覚し、子どもが思わず触りたくなるような、動かしてみたくなるような、関わりたくなるような魅力ある環境を工夫します。子どもが長時間生活する場として生活全体を捉え活動の静と動のバランスや子どもの発達過程などを踏まえ、一人遊びや少人数で遊びに集中したり、ほっとくつろげる時間と空間が保障され、また友達と一緒に思いきり体を動かすなど子ども相互の関わりや周囲の大人との関わりが促されるような環境を構成していくことが求められます。
③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助	○子どもの発達を理解し、一人一人の子どもの心身の状態、家庭状況等に応じたきめ細やかな援助を行い連続性のある保育を行っている。 ○「子どもが現在を最も良く生きる(子どものあるがままを受止め、主体として大事にし、愛おしい存在として認め、命を守り情緒の安定を図る)」ことを保育の土台としている。 ○保育士等の援助により環境等との相互作用を通し、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけられるよう、子どもが主体となって活動できる保育を行っている。 ○子どもの活動が豊かに展開される安全な環境を整え、養護と教育が一体となった計画的な保育が展開され、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための保育を行っている。 【ポイント】養護と教育が一体的に展開されるという意味は、保育士等が子どもの命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるように援助することです。子どものありのままの存在をまるごと受け止め、友達との安定した関係の中で、興味や関心を広げ、様々な活動や遊びを通して新たな能力を獲得していくよう関わります。

視点	あるべき姿(考え方)
再掲 ③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助	保育者は、子どもが保育の中で時間が経つのも忘れ、心や体を動かして夢中になって遊び、充実感や満足感を味わうことにより思考力や想像力を養い、友達と協力することや環境への関わり方などを体得できるようにします。保育者の優しいまなざしで見守られながら、自ら経験した満足感や達成感、時には疑問や葛藤が子どもの成長を支え、自発的に身の回りの環境に関わろうとする意欲や態度を育てます。それらの経験は小学校での生活や学びに繋がり、さらには、生涯にわたって生きる力の基礎となる心情、意欲、態度が培われるように保育者が関わるのが求められます。
	○小学校以降の教育や生活に繋がることを考慮し、発育・発達を一貫性を持って見通し、発達の連続性を踏まえた保育を職員間で共有し計画的に実施している。
	【ポイント】子どもの発達を理解し、一人一人の発達過程に基づき「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を職員間で共有し、一貫性を持ち保育を計画的に行います。また、保護者と日々の会話の中で、成長を喜び合い育ちを共有します。子どもの育ちや学びの連続性、一貫性を図ることは重要です。保育所等から就学先となる小学校へ子どもの育ちを支えるための資料を送付することが義務付けられています。「保育所児童保育要録」送付については、入所時や懇談会などを通して保護者に周知しておきます。
	○保育の状況を職員間で共有し、保護者や小学校、地域へ様々な方法を通し保育所の説明責任の役割を果たしている。 【ポイント】子どもの育ちを支えるためには、地域社会と連携して社会の中で育つ仕組みを整えることが大切です。保育所の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみを持って見守られるように、日頃から近隣等との交流や地域との密接な連携を図りながら、子どもの生活がより充実したものとなるように関わります。
④ 子どもの権利の保障	○子どもの権利を認め、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などその権利を総合的に、かつ、現実には保障されなければならないことを職員間で共有し、保護者にも伝えている。 【ポイント】子どもの人権とは、子どもが他者と違うこと、ありのままの自分でいることが認められ、人格が尊重される権利のことです。自分の権利が保障されるためには、他の人の権利が大切にされなければならないことを子どもにも伝え理解できるようにしていきます。子どもを大人と同じようにその意思が尊重され、社会を構成するパートナーとしてとらえる視点が必要です。保育所等では子どもの人格や文化の違いを理解し、職員は一人一人の子どもの気持ちに配慮した(寄り添った)言葉がけや対応を心がけます。またその取組について保護者へ伝えることで共通理解できるよう努めます。川崎市では全国に先駆けて子どもの権利に関する総合的な条例を2001年に施行しています。

視点	あるべき姿(考え方)
再掲 ④ 子どもの権利の保障	その中で、子どもが有する権利には「安心して生きること」「ありのままの自分であること」「自分を守り、守られること」「自分を豊かにし、力づけられること」「自分で決めること」「参加すること」「個別の必要に応じて支援を受けること」があるとされており、これを理解したうえで子どもの人権を尊重した保育を行うことが大切です。
	○虐待等不適切な養育が疑われる場合に備えて、専門的機関と連携体制を整えている。 ○虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の習得に関する研修等の機会を設け、資質の向上に努めている。 【ポイント】 児童虐待、相談対応件数、複雑困難ケースが増加しており、予防や、迅速・的確な対応が必要です。 保育所等では虐待の定義を心に留め、子どもの心身の状況や養育の状態、保護者の状況に気を配り、保護者からの相談、支援を行いながら虐待発生の予防に努めます。また虐待が疑われる場合には園医、児童相談所、各区役所地域みまもり支援センター、川崎市児童虐待防止センター等との連携を図り迅速・的確な対応が必要です。
⑤ 安全管理の取組	○子どもの発達特性や心身の状況を踏まえ、事故防止に努めている。 ○日常の遊びや災害訓練、不審者侵入防止訓練などで危険回避能力が身につくように保育を実践している。 【ポイント】 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検(特に高所固定遊具等)や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練、死角を作らない工夫等、不測の事態に備えることが重要です。防災訓練では、いろいろな想定の上実施します。(火災では、出火場所により誘導方法が変わります。保育者の動きのシュミレーションが大切です。) 「川崎市公営保育園園外保育及び散歩マニュアル」を参考に、散歩の前後や散歩先での点呼、安全確認を実施したり、園外保育先は下見を行い、様々なリスクとその対応策を想定しておくことが大切です。 また、子ども自身が安全に過ごす為の習慣を身につけ、災害等において自身の身を守ることや散歩等での交通安全のルールの獲得ができるような取組を行います。

視点	あるべき姿(考え方)
⑥ 給食等の適切な提供	○乳幼児は感染症や食中毒等に対する抵抗力が弱く、衛生面での安全対策が重要になる。子どもに安全でおいしい食事を提供するために、食事の衛生管理には細心の注意を払い、子どもの健康の増進に努めている。 ○栄養管理について成長途中の子どもの発育・発達のため、適切に栄養管理された食事を提供し健康な心と体を育て、望ましい食習慣の定着を図っている。 ○個別の対応について離乳食・除去食・配慮食等、個別の配慮が必要な子に対しては全職員が連携して子どもの状況に合わせた食事の提供をする。また、家庭と連携して食事に関する助言・支援を行っている。
	【ポイント】給食は衛生的に調理し、子どもの発達や成長にあった調理形態や食具を選択し、栄養のバランスはもとより、食育の観点から食生活習慣の確立、心身の健康づくりという目的に応じて一人一人の子どもに配慮することが大切です。個別対応は全職員への周知が原則で、特にアレルギーにおいては誤食等により命の危険に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行ない配膳前の確認を徹底します。日頃から主治医や嘱託医との連携を図ることや定期的な見直しを行い、経過記録を職員で共有し、適切な対応策を講じておくことも重要となります。
	○食育の推進について「食を営む力」の育成に向けその基礎を培うため、毎日の生活と遊びの中で自らの意欲を持って食に関わる体験を重ね、友達や周囲の大人との関わりの中で「楽しく食べる子ども」に成長していくよう職員間又は家庭や地域社会と連携し「食育」を実施している。 【ポイント】保育所保育指針の「食育の推進」においても、子どもが「意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと」を期待し、食育の計画や評価及び改善に努めることが求められています。 子ども自身が身体を十分に動かし楽しく夢中に遊んだ後、お腹を空かせて意欲的に食べることを大切にします。毎日の食事をはじめ、食べるのが楽しく、待ち望むものであるような体験を積むことが必要です。 保育園では、一人一人に合わせた授乳や離乳を行い、いろいろな食べものの味や舌ざわりを楽しみ、自ら食べようとする姿を大切にする中で、保育者は子どもがおいしく食べた満足感に共感します。 食事を通してのコミュニケーションや栽培活動、行事食や調理体験などは、食べ物に興味や関心を持ち、食べてみようという意欲に繋がりが楽しい思い出として子どもたちの心に残ります。こうした保育園での食育の取組を懇談会やおたよりを通して伝えたり、家庭での様子を聞くなかで、食事や生活リズムの大切さを共に考え進めていくことで、保護者においても健全な発育・発達や食に対する理解が深まります。

視点	あるべき姿(考え方)
⑦ 子どもの健康支援	○一人一人の子どもの健康状態・発育発達状態に応じて保育するとともに、保育中の心身の状態を把握している。 ○感染症やその他の疾病の発生予防に努め、発生時は必要に応じて関係機関に連絡し、協力を求め対応をとっている。 ○園医や関係機関との連携をとりながら、体調不良時や個別の配慮を必要とする子どもと保護者への支援や、けがや事故が発生した時の対応をとっている。 ○乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策と緊急の対応策をとっている。 ○発達過程に応じ、自分の身体の働きや生命の大切さを知り、適切な行動が取れるように指導・援助を行っている。 【ポイント】子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が送れることは、保育においての基本となります。子どもが健康に関心を持ち(手洗い、うがい、歯磨き等の)生活習慣を身につけ、適切な行動がとれるように援助します。また発達過程に応じ、身体の働きや生命の大切さ等を伝えて子ども自身が安全に過ごすための習慣やルールを身につけ、危険を回避することができるように取り組むと同時に、子どもがやりたい意欲や自主性を削ぐことの無いように見守ることも大切です。
⑧ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応	○障がいのある子どもの保育については、安心して生活ができる環境を整え、また、子どもへの関わりについては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にした保育を展開している。 ○個別指導計画を作成することにより、長期的な見通しを持った支援を行い、保護者や子どもの主治医・地域の専門機関など、子どもに関わる様々な機関と連携を図ることにより、小学校以降の個別の支援へと繋げている。 【ポイント】支援を必要とする子どもの保育では、一人一人の子どもの特性を理解し、安心して生活できる環境を整えます。感情のコントロールや見通しの持ちにくい子どもには、絵カード等で事前に視覚で捉え理解しやすいよう配慮するなど、個々に合った対応をしていきます。他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、家庭や関係機関と連携を図り、適切な対応を行い支援していくことが大切です。 * 支援が必要な子どもだけを区別して保育するのではなく、障がいの有無に関わらず一人一人の子どもの意思が対等・平等に尊重されて、それぞれに必要な保育と一緒に受けることで共に育ち合うことができるインクルーシブ保育を進めていきます。

視点	あるべき姿(考え方)
⑨ 保護者への 子育て支援の 取組	○保護者とのコミュニケーションを大切にし、保育の内容や意図、また子どもの様子や気持ち、心身の成長の姿などを分かりやすく知らせ、保護者の子育てに対する意欲や自信を高めることに繋げている。 ○懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者参加行事など保護者が意見を述べやすい環境を整え、保護者の意見を反映するなど相互理解のもと保育を行っている。 【ポイント】 保育士等は専門性を活かして保護者に寄り添い、成長を喜び合います。連絡ノート、送迎時の対応、園内の掲示を活用し、保育の内容や子どもの様子などを知らせることは、保護者への支援と深く繋がり、子どもの姿や成長をエピソードをまじえ具体的に伝えることで、保護者はわが子を可愛く愛おしい存在であると再認識します。子育てについて、保護者自身の主体性や自己決定を尊重しながら支援を行います。
⑩ 地域の 子育て支援 への取組	○保育所が有する専門的機能を活用し育児に関する情報提供や地域の子育て家庭の支援を実施している。 ○保育所は地域の身近な子育て支援や相談できる場として、育児不安やストレスを和らげ、虐待防止や地域の育児力の向上に貢献する役割を担っている。 【ポイント】 保育所が地域に開かれ、身近な存在であることは、保護者が子育てをする上で心強い存在となり、安心感につながります。食事、排泄、遊び、関わり方などについて、具体的に助言をしたり、育児のヒントとなるように保育者の関わりを見てもらうことも有効です。専門職がいるという保育所の特性を活かして子どもの理解を助けることは、重要な支援となります。
⑪ 多様な 子育てニーズ への対応	○保護者の状況に配慮し、常に子どもの最善の利益を念頭において、子どもの生活への配慮がなされるよう家庭と連携・協力している。 【ポイント】 保護者の働き方や暮らし方、社会構造などの変化により保育ニーズはますます多様化しているため、地域の福祉・子育てニーズを把握し、課題解決のために他機関と連携することが必要です。保護者の困り感や悩みを把握して支援を行うためには、各種行政サービスや地域の特別保育事業等の情報を収集し、保護者に提供できるようにします。
⑫ 業務の自己 点検とサービ ス向上にむけ た取組	○保育業務に関する自己点検や利用者の要望を聞くための取組を実施し、専門性の向上や保育実践の改善に努めている。 【ポイント】 保育の実践や子どもの育ちを振り返ることは、専門性を高め保育の質の向上のためには欠かせません。利用者アンケートは色々な意見を知ることができ、業務内容や保育の改善に繋がります。少数の意見であっても運営や保育に反映させていくようにします。

（２） 「人材としての要素」（組織管理体制）

保育所においては、保育理念に基づいた保育の実現を目指し、職員が意欲的に保育に従事し保育所本来の役割を発揮するために、運営者及び施設長が自らの責任を理解し、適切な運営（コンプライアンス、職員配置計画・労働条件や労働環境の整備、職員の人材育成）を実施し、組織体制を整えることが不可欠です。

「保育の質」の維持・向上には「人材」が大きく影響し、保育理念に基づいた保育の実現を目指すために職員の人材育成は重要となります。内部での人材育成（OJT）のみならず、外部の研修や各地域での連携による保育交流や情報交換等（OFF-JT）を通して、保育の専門性を高める機会が豊富に確保されていることが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)
① 組織整備	○保育所の保育理念及び基本方針が明文化され、それらを実現化するための組織・運営体制を整えている。
② 適正な人員確保と人員配置	○国基準、市の基準に即した職種、定数の職員を配置している。 ○職員の雇用条件・就業規則を明確に定めている。
③ 施設長の責任とリーダーシップ	○施設長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 ○保育の質の確保・向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。
④ 職員の労働条件労働環境と職場の安全衛生管理	○関係法令を遵守し、職員が働きやすい労働条件・労働環境を整備している。 ○施設・設備が設備運営基準条例等を満たし、安全・快適に生活できるよう配慮されている。
⑤ コンプライアンス（法令遵守）、個人情報保護の取組	○コンプライアンス（法令遵守）、管理・監督体制が整備され、適切な運用がなされている。 ○施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 ○個人情報保護法に関する規定・マニュアル等を整備している。
⑥ 職員の資質向上	○職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 ○保育の知識及び技能の習得、維持向上に努めている。
⑦ 子どもの権利に関する条例・子どもを虐待から守る条例の遵守	○子どもの権利に関する条例・子どもを虐待から守る条例を理解し、保育の中で取り組んでいる。

(3) 「保育環境としての要素」(ハード面)

保育所は、一人一人の子どもの健康と安全の確保に努めなくてはなりません。そのためには子どもや保育士等の人的環境、施設や遊具などの物的環境を総合的に捉え、環境を構成し、子どもが自ら関わって主体的に活動を生み出したいくなるような環境が重要であり、これに伴う危機管理業務や保守管理業務を適切に実施することが必要です。

また、運営者及び施設長は設置基準の遵守に努め、全職員が協力して保育環境の改善に取り組める体制を構築していくことが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)
① 適切な人員及びスペースの確保	○居室面積基準や職員配置基準を遵守し、子どもの受入れを行っている。
② 安全管理の取組	○子どもの行動予測に基づいた危険回避及び施設管理、遊具の安全性や機能の保持を目的とした安全点検等を実施している。 ○安全管理、事故防止マニュアルを整備し、災害や事故及び外部からの不審者の侵入等を想定した訓練を実施するなど、緊急時の対応について日頃から職員に周知し活用している。 ○事故が起きたときの対応が職員に周知され、再発防止に向けた体制が構築されている。(事故発生時の通知)
③ 健康・衛生管理の取組	○健康管理、衛生管理に関するマニュアルを整備し、様々な環境対策への配慮をしている。 ○感染症への対応を職員に周知すると共に、感染の拡大防止を目的とした情報の共有に積極的に取り組んでいる。
④ 栄養・給食管理の取組	○給食の衛生管理及び給食提供に関するマニュアルを整備し、関係職員に周知している。 ○安全点検が適切に実施され事故防止に努めると共に、適切な食事環境を整備し、国や市の基準に見合った給食提供を行っている。
⑤ 保育環境の整備 (施設・設備の修繕状況、備品管理)	○各施設の最低基準や要綱等に基づき施設の設備、備品等の保育環境が整備されている。 ○園内外の清掃や、設備・備品の点検・修繕等維持管理のための計画がある。
⑥ 養護と教育の 一体化における 適切な環境	○乳幼児の生活の場として必要な設備環境が整備され定期的に点検や改善が行われている。 ○一人一人の子どもの発達を保障する環境が整備され、組織内で恒常的に見直し、改善する体制がある。

5 「保育の質」の維持・向上にむけた取組強化

保育所保育指針では「保育所は、質の高い保育を展開するために、絶えず一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めなければならない」とされています。「保育の質」の維持・向上の取組として、職員一人一人には保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが求められ、保育施設としては今後も以下の取組を進めていくことが必要と考えます。

- ◎ 充実した研修の実施（職場 OJT・人材育成研修・スキルアップ研修・専門性向上研修）
- ◎ 保育所課題の解決（自己評価の実施・第三者評価の受審・苦情解決）
- ◎ 職員の労働環境の配慮（職員配置・職員の処遇）
- ◎ 他機関との連携（社会的養護が必要な子ども等への支援）

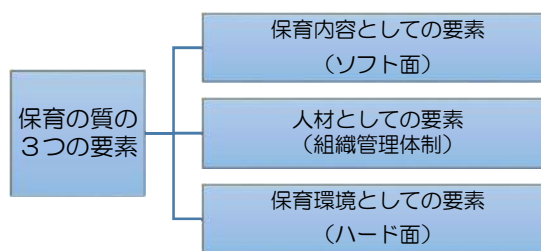
川崎市「保育の質ガイドブック」

3つの要素 一覧表

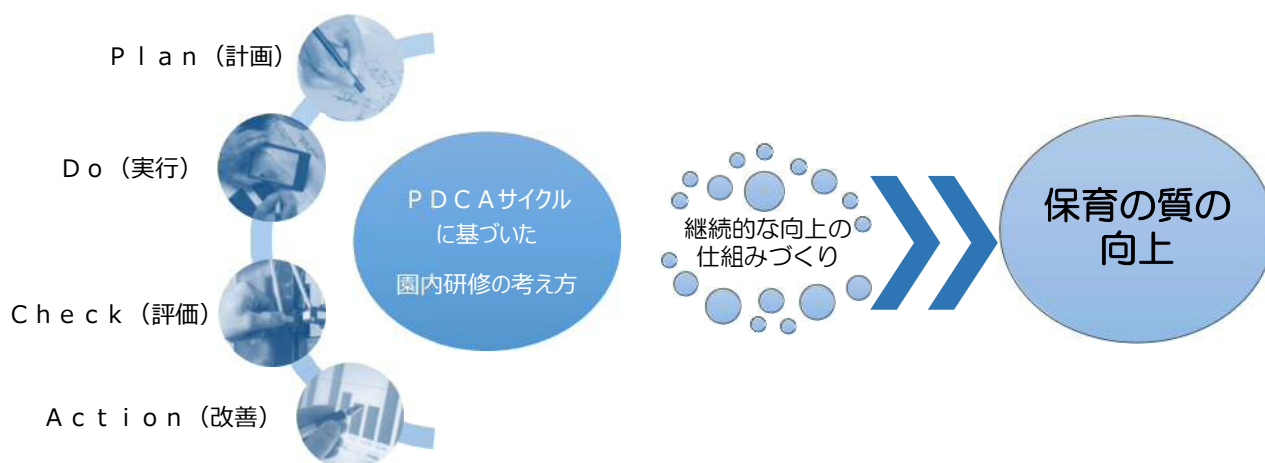
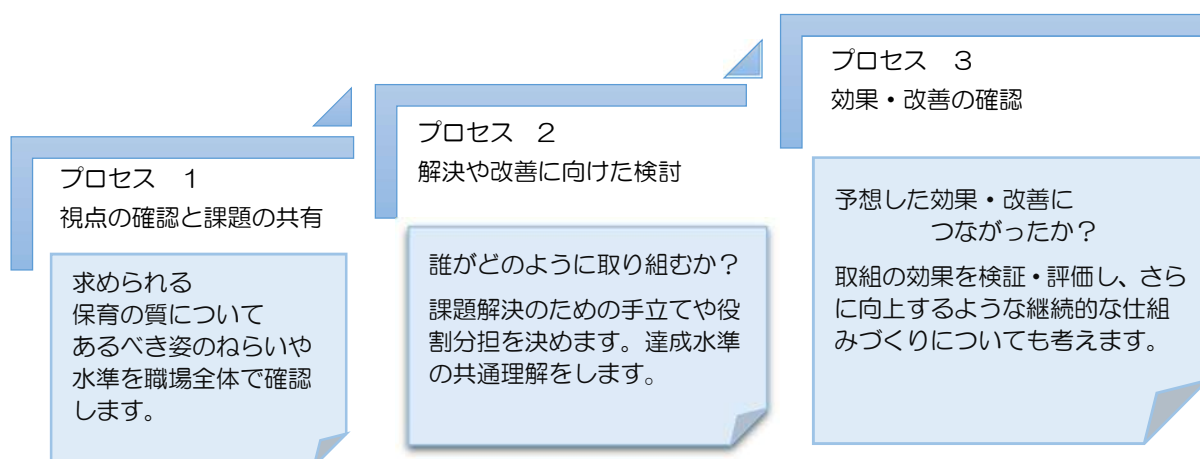
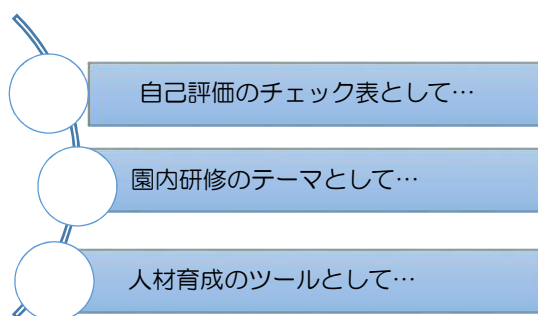
- ◆川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素として、「保育内容としての要素（ソフト面）」「人材としての要素（組織管理体制）」「保育環境としての要素（ハード面）」を一覧表にまとめました。
- ◆3つの要素は「保育所保育指針」を基に、25の視点に分け、視点ごとにあるべき姿と着眼点で示しました。
- ◆着眼点は取り組むべき内容や大切にしたいことを、ステップ（step 1～3）と段階的に示したものです。保育の実施においては、ステップ毎に深めて頂きたいと思います。
- ◆国及び川崎市関係法令や条例・マニュアル等を記載致しました。
- ◆それぞれの着眼点については、各保育施設でどのように取り組まれているかを確認し、未実施の内容があれば今後取り組むべき課題として検討・討議するなど、継続的な向上にむけた仕組みづくりが保育の質の向上に繋がります。各保育施設の保育の振り返りににおいて活用していただきたいと思います。

川崎市「保育の質ガイドブック」を活用していくために

- 3つの要素一覧表では
視点とあるべき姿（考え方）
具体的な着眼点を示しています。



- 着眼点で示されている内容について
自己評価し、次は園内でどのように
取り組まれているか確認し、
未実施の内容は、今後取り組むべき
課題として検討・討議するなど、継続的
な向上を目指した仕組みづくりが
保育の質の向上に繋がると考えます。



(1) 【保育内容としての要素】(ソフト面)

保育所の保育は「養護と教育が一体となって展開される」ことを特徴としています。生活や遊びを通して多様な活動や体験をすることにより、一人一人の可能性の芽を育て、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことを目的としています。

保育士等が子どもの身体の発達とともに心の育ちにも十分に目を向け、一人一人の心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、育ちを見通し援助していくことが大切です。また、保育のねらいと内容を明確にしていながら、保育所の独自性や創意工夫が十分に発揮され子どもの生活と遊びが豊かに展開されることが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
① 保育理念、基本方針の確立と周知	○保育は「保育所保育指針」を基準とする ○保育の基本となるものであり子どもの最善の利益に基づき、明文化され、職員・保護者・地域へ周知している。	保育理念・基本方針 step1: 明文化された保育理念、基本方針があり全職員に周知されている。 step2: 明文化された保育理念、基本方針があり保育課程や保育計画に反映され、保護者や地域へ伝える機会を設けている。 step3: 保育理念、基本方針を計画的に見直す機会を設け、社会状況等保育のニーズが反映できるよう改訂を実施している。	・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例
② 保育課程の策定、保育指導計画の作成と保育の実施	○保育の理念や基本方針の実現に向け、「保育のねらい」および「内容」が、子どもの発達過程を踏まえ、保育所の独自性や地域性等を考慮し、創意工夫が十分に活かされるよう保育課程を編成している。 ○保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的(年・月)指導計画と、それと関連しながらより具体的に季節や日々の生活に即した短期的(週・日)指導計画を作成し、保育が適切に展開されている。 ○子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した一貫性、連続性のある保育指導計画及び保育実践を行い、子ども達が主体的に活動できるようにしている。 ○保育指導計画の実施状況の把握や評価、見直しを計画的、組織的に行っている。	保育課程 step1: 一人一人の子どもを尊重した保育について職員間で共通の理解を持つための取組を行っている。 step2: 保育理念や保育方針に基づいた保育課程を作成している。 step3: 保育理念や保育方針に基づき、子どもの発達過程、保育所の独自性や地域性に適した保育課程を作成し、全職員への共通理解のもと保育計画に反映されている。 保育指導計画 step1: 保育指導計画が作成されている。 step2: 保育課程に基づき、長期的、短期的な保育指導計画が作成されている。 step3: 保育課程に基づき、長期的、短期的な、地域性や一人一人の発達過程に適した保育指導計画が作成され、子ども達が主体的に活動できるよう保育が展開されている。 保育の自己評価 step1: 保育指導計画に基づく保育を展開し、日々保育を振り返り記録をしている。 step2: 保育指導計画をもとに保育実践を行い、子どもの育ちを振り返り、次の実践に活かしている。 step3: 保育指導計画をもとに保育実践を行い、職員間の発見や気づきを評価、改善の循環の継続として組織的、計画的に評価・見直ししている。	・厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」 ・福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助	○子どもの発達を理解し、一人一人の子どもの心身の状態、家庭状況等に応じたきめ細やかな援助を行い連続性のある保育を行っている。 ○「子どもが現在を最も良く生きる(子どものあるがままを受止め、主体として大事にし、愛おしい存在として認め、命を守り情緒の安定を図る)」ことを保育の土台としている。 ○保育士等の援助により環境等との相互作用を通し、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけられるよう、子どもが主体となって活動できる保育を行っている。 ○子どもの活動が豊かに展開される安全な環境を整え、養護と教育が一体となった計画的な保育が展開され、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための保育を行っている。	発達理解 step1: 子ども一人一人を受容し、発達過程に応じた働きかけや援助が行われるようにしている。 step2: 一人一人の発達過程に応じ、個人差を考慮した保育が行われるようにしている。 step3: 子どもの発達の特性とその道筋を理解し、一人一人の発達過程や生活の実態に応じ、子どもを主体とし発達の連続性のある保育が行われるようにしている。 養護・・・生命の保持 step1: 家庭と連絡を取合い、一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにしている。 step2: 家庭と協力しながら、一人一人の子どもが健康で安全に過ごし健康増進が積極的に図られるようにしている。 step3: 家庭と協力しながら、一人一人の子どもが健康で安全に過ごし健康増進が積極的に図られ、子ども達が意欲的に生活できるようにしている。 養護・・・情緒の安定 step1: 一人一人の子どもを受容し、共感しながら保育士との信頼関係を築き、安定して過ごせるようにしている。 step2: 保育士との信頼関係のもと、自分の気持ちや考えを安心して表し、安定して過ごせるようにしている。 step3: 保育士との信頼関係のもと、自分の気持ちや考えを安心して表し、主体となって生活し自己肯定感を養うようにしている。 教育・・・健康 step1: 安定した生活リズムで過ごし、発達に応じて生活習慣を身につけ、身体を動かす活動を楽しめるようにしている。 step2: 病気の予防や健康増進に関心を持ち行動し、戸外や室内で十分に身体を動かし、意欲的に遊べるようにしている。 step3: いろいろな運動機能を伸ばす活動に意欲的に参加し、自分や友達の健康や命の大切さを理解するなど、自ら安全な生活を作り出す力を養うようにしている。 教育・・・人間関係 step1: 様々な人との関わりを通して基本的な信頼感を養い、人と関わる力の基礎を培うようにしている。 step2: 生活や遊びの中で、集団生活における望ましい習慣や社会的規範を獲得できるようにしている。 step3: 協同的な遊びを通して集団の中で主体的に行動することができるように保育を展開している。 教育・・・環境 step1: 好きな玩具や遊具で友達と楽しく遊び、身近な動植物と関わり、直接的な体験を通して子ども自ら興味や関心を広げられるようにしている。 step2: 季節や地域性に配慮し身近な自然、物的環境に関わり、友達や保育士等と共感しながら興味や関心を広げ、工夫して遊べる環境を整えている。 step3: 年齢や個々の発達に応じ、遊びや生活を通して自然の事象・社会の事象・概念などに好奇心や探究心を持って主体的に関われるよう環境を整えている。	・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
(再掲)③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助	○小学校以降の教育や生活に繋がることを考慮し、発育・発達を一貫性を持って見直し、発達の連続性を踏まえた保育を職員間で共有し計画的に実施している。 ○保育の状況を職員間で共有し、保護者や小学校、地域へ様々な方法を通し保育所の説明責任の役割を果たしている。	教育・・・言葉 step1: 子どもが表した気持ちをしっかりと受け止め、友だちや保育士等に自分の気持ちを伝えようという思いや、相手の言うことを分かりたいという思いなど、話すことや聞くことへの意欲を持てるように関わっている。 step2: いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにし、会話により心を通わせる楽しさや表現することの心地よさを味わえるようにし、ごっこ遊びなどの中で言葉のやり取りを楽しめるようにしている。 step3: 生活や遊びの中で文字への興味・関心を持ち、絵本や物語や紙芝居に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わい、保育士等や友達と心を通わせる保育を展開している。 教育・・・表現 step1: 保育士等や友達と一緒に歌ったり、リズムに合わせて体を動かしたり、様々な素材や用具に親しみ、表現活動を楽しめるようにしている。 step2: 様々な素材や用具を用意し、描いたり、扱ったり形を作ったりして工夫して遊べる環境を整え、子どもが自由に表現して楽しさを味わえるようにしている。 step3: 生活やあそびの中で様々な出来事に触れ、イメージを広げて感じたことや考えたことを自ら表現したり、協力しあって、友達と一緒に表現したりすることを楽しめる保育を展開している。 養護と教育の一体化 step1: 一人一人の情緒の安定や自我の芽生え、心の葛藤などに丁寧に関わりながら、発達に応じた活動ができるような関わりをしている。 step2: 全職員共通理解のもと、養護が支えとなり子どもが主体的に活動し、達成感や充実感を味わい、自信が持てるような関わりをしている。 step3: 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。	・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例
④ 子どもの権利の保障	○子どもの権利を認め、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などその権利を総合的に、かつ、現実的に保障されなければならないことを職員間で共有し保護者にも伝えていく ○虐待等不適切な養育が疑われる場合に備えて、専門的機関と連携体制を整えている。 ○虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の習得に関する研修等の機会を設け、資質の向上に努めている。	人権保障 step1: 職員は子どもの気持ちに配慮した言動をとり、人格を尊重した保育を行っている。 step2: 研修や会議などで人権について考える機会をもち、文化や宗教の違いを理解し配慮している。 step3: 園児や保護者に向けて集会や懇談会、お便りなどで人権を大切にする心を育てる取組を行っている。 虐待防止 step1: 不適切な養育や虐待等の疑いのある子どもや気になる子どもを発見した時は速やかに関係機関に繋げている。 step2: 子ども最善の利益を重視して他機関と連携しながら職員全体で情報共有を図り、家族を援助している。 step3: 保育の知識や技術に加えてソーシャルワークやカウンセリングなどの研修に参加し傾聴・相談のスキルを向上させると共に、保護者に対して個別支援を行っている。	・児童憲章 ・児童虐待防止に関する法律 ・川崎市子どもの権利に関する条例 ・川崎市子どもを虐待から守る条例 ・川崎市多文化共生社会推進指針 ・川崎市児童虐待対応ハンドブック

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
⑤ 安全管理の取組	○子どもの発達特性や心身の状況を踏まえ、事故防止に努めている。 ○日常の遊びや災害訓練、不審者侵入防止訓練などで危険回避能力が身につくように保育を実践している。	事故防止の取組 step1: 子どもの発達や心身の状態を踏まえ保育所内外の安全対策を行っている。 step2: 事故防止研修等の内容の周知を図り、ヒヤリ・ハットした出来事は職員で意見交換し、子どもにもわかりやすく知らせている。 step3: 事故発生時には、迅速な対応と関係機関に報告し、検証を行い再発防止に努めている。 安全・防災・防犯教育 step1: 園児が安全に過ごす習慣を身に付け、危険を回避できるよう保育している。 step2: 災害や事故に備え定期的に園児と一緒に防災・防犯訓練を実施している。 step3: 子ども自身が命を守る為の習慣を身に付け、危険を回避できるよう保育課程に明文化し、年齢毎に実践している。	・学校保健安全法 ・川崎市民間保育所運営基準 ・保育園医の手引 ・川崎市保育園健康管理マニュアル ・川崎市公営保育園園外保育及び散歩マニュアル
⑥ 給食等の適切な提供	○乳幼児は感染症や食中毒等に対する抵抗力が弱く、衛生面での安全対策が重要になる。子どもに安全でおいしい食事を提供するために、食事の衛生管理には細心の注意を払い、子どもの健康の増進に努めている。 ○栄養管理について成長途中の子どもの発育・発達のため、適切に栄養管理された食事を提供し健康な心と体を育て、望ましい食習慣の定着を図っている。 ○個別の対応について離乳食・除去食・配慮食等、個別の配慮が必要な子に対しては全職員が連携して子どもの状況に合わせた食事の提供をする。また、家庭と連携して食事に関する助言・支援を行っている。 ○食育の推進について「食を営む力」の育成に向けその基礎を培うため、毎日の生活と遊びの中で自らの意欲を持って食に関わる体験を重ね、友達や周囲の大人との関わりの中で「楽しく食べる子ども」に成長していくよう職員間又は家庭や地域社会と連携し「食育」を実施している。	衛生管理 step1: 給食調理・提供に関しては給食の手引きの衛生管理の手順に従い衛生管理を徹底している。 step2: 食事の配膳や介助をする保育者、食事室の衛生環境にも十分配慮して給食を提供している。 step3: 衛生研修等を定期的に受講し最新の食品衛生に関する情報を入手、また事故発生時の対応が周知されている。 栄養管理 step1: 食事摂取基準をふまえた給与栄養量を設定している。 step2: 食事摂取基準をふまえた給与栄養量を設定し、子ども一人一人の状況に合わせて食事量を配慮している。 step3: 食事摂取基準をふまえた食事提供について、職員が理解した上で子どもの状況に合わせた配慮をしている。 個別の対応 step1: 個別の対応が必要な子どもに対しては、家庭と連携し子どもの状況に合わせた食事を提供し記録をしている。 step2: 個別の対応が必要な子どもに対して、間違いのない対応をするために職員全員に周知している。 step3: 離乳食や除去食等の対応に関しては研修を受講する等、最新の情報で対応・援助できるようにしている。 食育の推進 step1: 乳幼児にふさわしい食生活が展開され、食事を楽しむことができるよう、食事について見直しや改善をしている。 step2: 「食を営む力」の基礎の育成に向け全職員での共通理解と連携の基、計画的・総合的に実施されている。 step3: 子どもたちが豊かな食体験ができるよう、保育園からの情報発信や家庭や地域社会と連携した取組を実施している。	・保育所における食事の提供ガイドライン ・日本人の食事摂取基準 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ・大量調理衛生管理マニュアル ・保育所における感染症対策ガイドライン ・厚生労働省通知児発大 86 号通知(給食調理業務委託関係) ・保育園給食の手引き ・第4期川崎市食育推進計画 ・川崎市民間保育所運営基準 ・川崎市における保育園食育推進ガイド「おなかのすいた〜！」

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
⑦ 子どもの健康支援	○一人一人の子どもの健康状態・発育発達状態に応じて保育するとともに、保育中の心身の状態を把握している。 ○感染症やその他の疾病の発生予防に努め、発生時は必要に応じて関係機関に連絡し、協力を求め対応をとっている。 ○園医や関係機関との連携をとりながら、体調不良時や個別の配慮を必要とする子どもと保護者への支援や、けがや事故が発生した時の対応をとっている。 ○乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策と緊急の対応策をとっている。 ○発達過程に応じ、自分の身体の働きや生命の大切さを知り、適切な行動が取れるように指導・援助を行っている。	発育・発達状態の把握 step1: 毎月身体計測を行っている。 step2: 身体計測を行い、子どもの成長・発達を把握し保護者に知らせ保育に反映させている。 step3: 発育・発達状態を職員が把握し、必要に応じて関係機関と連携をとっている。 感染症の予防と対策 step1: 日々の健康状態を把握し、感染症の予防に努めている。 step2: 感染症予防について子ども達へ健康教育等を行い、職員の衛生への知識向上と手順の周知徹底を行っている。 step3: 日頃から保護者を含め感染予防対策に取り組むと共に、感染症発生時には感染拡大防止に努めている。 (衛生管理の徹底・保護者への伝達・予防接種の把握・職員への周知と連携 関係機関との連携) 健康状態の把握と個別配慮 step1: 日々の健康状態を把握し体調が悪い時の対応をしている。 step2: 体調不良時やけがをした時、必要に応じて保護者への連絡を行い、園医や関係機関に連絡し適切に対応している。 step3: 個別に配慮が必要な場合は、病状の変化や保育の制限など保護者と連絡を取り合い、職員全員が適切に行えるよう周知している。 乳幼児突然死症候群の予防と対策 step1: SIDSの予防に対し職員が理解し、体位や呼吸のチェック表を付けるなど注意深く見守っている。 step2: 急変時に備え、職員が救急蘇生法を習得できるように研修をしている。 step3: 保護者等にSIDS予防に関する啓蒙活動をしている。 子どもの健康で安全な生活 step1: 子どもの健康に関する保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めている。 step2: 発達に応じた方法や教材を用いて、工夫しながら健康教育を行っている。 step3: 家庭と保育園が連携し、子どもの健康や命の大切さについての理解を深める働きかけを行っている。	・予防接種法 ・学校保健安全法 ・保育所における感染症ガイドライン ・川崎市保育園健康管理マニュアル ・保育園医の手引 ・産休明け乳児保育の手引き ・川崎市子ども虐待対応・連携の手引き ・保育所における事故の報告について(通知) ・川崎市感染症発生動向調査事業実施要領 ・川崎市民間保育所運営基準

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
⑧ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応	○障害のある子どもの保育については、安心して生活ができる環境を整え、また、子どもへの関わりについては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にした保育を展開している。 ○個別指導計画を作成することにより、長期的な見通しを持った支援を行い、保護者や子どもの主治医・地域の専門機関など、子どもに関わる様々な機関と連携を図ることにより、小学校以降の個別の支援へと繋げている。	発達支援 step1: 障害や支援の必要な子どもも安心して生活できるよう、一人一人に配慮した内容や方法を考えて保育を行っている。 step2: 障害の特性を学び、支援の必要な子どもの個別指導計画を作成し適切に保育を進めている。 step3: 障害や支援が必要な子どものケース会議を定期的に行い、全職員共通理解のもと保育を進めている。 連携支援 step1: 保護者との相互理解のもと一人一人の状況の合わせた適切な保育を行っている。 step2: 巡回相談・発達相談や地域の専門機関と連携を図り小学校以降の個別支援へとつなげ、成長の節目にあたる健診の受診を勧めている。 step3: 関係機関と連携しながら療育に関わる専門的な対応や知識・技術を学び、保育の中で活かしている。	・川崎市民間保育所運営基準
⑨ 保護者への子育て支援の取組	○保護者とのコミュニケーションを大切にし、保育の内容や意図、また子どもの様子や気持ち、心身の成長の姿などを分かりやすく知らせ、保護者の子育てに対する意欲や自信を高めることに繋げている。 ○懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者参加行事など保護者が意見を述べやすい環境を整え、保護者の意見を反映するなど相互理解のもと保育を行っている。	情報提供による支援 step1: 園全体の保育が保護者に理解出来るよう保育方針や保育課程を分かりやすく伝えている。 step2: 保護者と共に成長を喜び合えるよう連絡ノート、送迎時の対話・園内の掲示等で保育内容や子どもの様子を伝えている。 step3: 子育てに関する情報提供や日々の保育の意図を伝える為に園便り、保健便り、食育便り、クラス便りなどを定期的に発行している。 子育てにおける支援 step1: 保護者が参加する行事、懇談会、個人面談、保育参観などで保育の意図を伝えたり、保護者の気持ちや悩みを直接聞いたりする機会を作っている。 step2: 行事など様々な機会においてアンケート等を実施し利用者ニーズの把握に努めている。 step3: 保護者会やその他の自主的活動について、保護者同士の交流を促して子育てを支え合う視点からの支援を行っている。	・川崎市民間保育所運営基準
⑩ 地域の子育て支援への取組	○保育所が有する専門的機能を活用し育児に関する情報提供や地域の子育て家庭の支援を実施している。 ○保育所は地域の身近な子育て支援や相談できる場として、育児不安やストレスを和らげ、虐待防止や地域の育児力の向上に貢献する役割を担っている。	専門的機能の活用 step1: 子育て支援における保育所の役割を理解し、相談に応じることや情報提供をしている。 step2: 保育所の施設や設備を開放し、交流の場を提供している。 step3: 保育所施設を活用した園独自の事業を実施している。 子育て支援の機能 step1: 地域の子育て支援のニーズを把握し、自園の特徴を活かした事業を開催している。 step2: 地域の子育て支援のニーズを把握し、自園の特徴を活かした講座などの事業を開催したり、関係機関と協力したりするなど積極的に子育て支援に取り組んでいる。 step3: 地域人材と交流を図り、協力して利用者が自ら子育てをする力を発揮できるよう支援している。	・川崎市民間保育所運営基準

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
⑪ 多様な子育てニーズへの対応	○保護者の状況に配慮し、常に子どもの最善の利益を念頭において、子どもの生活への配慮がなされるよう家庭と連携・協力している。	保護者との連携 step1: 保護者に対して保育サービスについての情報を適切に提供している。 step2: 様々な形態の保育においても子どもが安定して過ごせるよう配慮している。 step3: 様々な形態の保育においても子どもの心身の状態等を考慮して安心して過ごせるよう配慮し、保護者の就労や子育てを支えている。	・川崎市民間保育所運営基準
⑫ 業務の自己点検とサービス向上に向けた取組	○保育業務に関する自己点検や利用者の要望を聞くための取組を実施し、専門性の向上や保育実践の改善に努めている。	業務の自己点検 step1: 保育業務に関する自己点検を実施し、その結果を踏まえた保育の改善を行っている。 step2: 苦情解決の仕組みが確立され、利用者に十分に説明している。 step3: 第三者評価や利用者アンケートに取り組み、その結果を踏まえた保育の改善を保護者に伝えている。	・厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」 ・福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン ・川崎市民間保育所運営基準 ・保育所指導監査基準

(2)【人材としての要素】(組織管理体制)

保育所においては、保育理念に基づいた保育の実現を目指し、職員が意欲的に保育に従事し保育所本来の役割を發揮するために、運営者及び施設長が自らの責任を理解し、適切な運営（コンプライアンス、職員配置計画・労働条件や労働環境の整備、職員の人材育成）を実施し、組織体制を整えることが不可欠です。

「保育の質」の維持・向上には「人材」が大きく影響し、保育理念に基づいた保育の実現を目指すために職員の人材育成は重要となります。内部での人材育成（OJT）のみならず、外部の研修や各地域での連携による保育交流や情報交換等（OFF-JT）を通して、保育の専門性を高める機会が豊富に確保されていることが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
① 組織整備	○保育所の保育理念及び基本方針が明文化され、それらを実現化するための組織・運営体制を整えている。	保育理念及び基本方針 step1: 運営者として保育理念・基本方針を明文化している。 step2: 保育理念・基本方針に基づき組織を運営している。 step3: 保育理念・基本方針に基づいた組織・運営体制を見直し改善に努めている。 組織・運営体制 step1: 職員会議を定期的に開催している。 step2: 職員会議を定期的に開催し、保育内容や危機管理について内容を精査し職員全員が周知している。 step3: 施設の運営方針及びその内容等を職員と十分協議している。（マニュアル等の作成をしている）	・社会福祉法 ・児童福祉法 ・児童福祉施設最低基準（第5章保育所） ・保育所指導監査基準 ・川崎市民間保育所運営基準 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準
② 適正な人員確保と人員配置	○国基準、市の基準に即した職種、定数の職員を配置している。 ○職員の雇用条件・就業規則を明確に定めている。	職員配置 step1: 各施設の基準や要綱に基づいた職員を確保し、適正に配置している。 step2: 職員の意向も考慮し、経験年数や実績に応じて職員をバランスよく配置するなど人材に関する計画が確立している。 step3: 栄養士・看護師等の専門職の配置や必要なスキルの習得の向上のための取組をしている。 職員の雇用 step1: 職員の雇用条件・就業規則を定め職員に明示している。 step2: 労働条件・休暇取得・ローテーションの配置等職員の定着化を意識した取組を行っている。 step3: 雇用時の健康診断や職員定期健康診断を適正に実施している。	・社会福祉法 ・児童福祉法 ・児童福祉施設最低基準（第5章保育所） ・保育所指導監査基準 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
③ 施設長の責任とリーダーシップ	○施設長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 ○保育の質の確保・向上に意欲を持ち、の取組に指導力を発揮している。	施設長の役割 step1: 施設長は自らの役割と責任について明文化し、会議等において表明している。 step2: 施設長が表明した内容を、職員が理解し積極的に取り組んでいる。 step3: 施設長は職員自身の責任と役割を知らせ、円滑に園運営を行い、職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みを整えている。 施設長のリーダーシップ step1: 施設長は職員のそれぞれの専門性をよく理解している。 step2: 施設長は職員のそれぞれの専門性をよく理解し、園内で学び合える機会を作っている。 step3: 専門性が向上できる研修等に、積極的に参加する機会を与えている。	・児童福祉法 ・保育所保育指針第7章 ・社会福祉法第78条 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準
④ 職員の労働条件、労働環境と職場の安全管理	○関係法令を遵守し、職員が働きやすい労働条件・労働環境を整備している。 ○施設・設備が設備運営基準条例等を満たし、安全・快適に生活できるよう配慮されている。	労働条件・労働環境 step1: 職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)の整備に努めている。 step2: 職員の自己啓発やリフレッシュのための労働環境(人員配置・時間の保障等)が整えられている。 step3: 職員のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的に労働環境を整備している。 安全衛生管理 step1: 施設内外を、清潔で安全な環境として保つ努力をしている。 step2: 安全衛生点検を定期的に行い、危険箇所等は速やかに改善している。 step3: 労働環境の向上に向け職員の意向を取り入れ、改善する体制が整っている。	・労働基準法・最低賃金法「(地域別最低賃金の原則)」 ・社会福祉事業に従事するものの確保をはかるための措置に関する基本的な指針 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準
⑤ コンプライアンス(法令遵守)、個人情報保護の取組	○コンプライアンス(法令遵守)、管理・監督体制が整備され、適切な運用がなされている。 ○施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	コンプライアンス等を考慮した適切な運用 step1: 各種法令や倫理を遵守し、健全かつ適正に園運営に取り組んでいる。 step2: 各種法令や倫理を遵守するとともに、定期的な点検や職員への周知を行っている。 step3: 各種法令や倫理の遵守のためにコンプライアンスに関する情報を理解し、健全かつ適切な運営のために積極的に取り組んでいる。	・社会福祉法 ・児童福祉法 ・児童福祉法最低基準 ・労働基準法 ・個人情報保護法
	○個人情報保護法に関する規定・マニュアル等を整備している。	個人情報の保護 step1: 個人情報保護法を遵守している。 step2: 個人情報に関する規定マニュアル等を作成し職員に周知している。 step3: 個人情報に関しては、点検と職員の意識継続のための話し合い等を定期的に行っている。	・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
⑥ 職員の資質向上	○職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 ○保育の知識及び技能の習得、維持向上に努めている。	職員の資質向上 step1: 職場内での会議等を定期的に行い、保育の質の確保や向上のための振り返りや研鑽を実施している。 step2: 園内研修や外部研修等の参加により職員の専門性の向上が図れる機会を提供している。 step3: 内部研修の実施や外部研修への参加促進を行うなど、資質向上のため人材育成計画等を作成している。 OJT step1: 職場内で育成者の役割を明確にし、人材育成に計画的に取り組んでいる。 step2: 組織の中で保育の質について定期的・継続的に検討を行い、課題を把握し改善のために具体的に取り組めるような体制を構築している。 ☐ 日常業務の人材育成 ☐ 職員会議 ☐ 園内研修 ☐ ケース会議 ☐ 研修報告会議 OFF-JT step1: 職場内で研修等に参加する体制を作り、保育の情報収集・情報交換を積極的に行っている。 step2: 研修に関する保育所としての基本的姿勢を明確にし、職務分担など研修担当を位置付け体系的・計画的に取り組むようにしている。 ☐ 外部研修 ☐ 保育交流 ☐ 公開保育 ☐ 保育の情報収集 ☐ 保育の情報交換 ☐ 外部連携会議	・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準
⑦ 子どもの権利に関する条例・子どもを虐待から守る条例の遵守	○子どもの権利に関する条例・子どもを虐待から守る条例を理解し、保育の中で取り組んでいる。	条例の遵守 step1: 「川崎市子どもの権利に関する条例」「川崎市子どもを虐待から守る条例」を理解している。 step2: 「川崎市子どもの権利に関する条例」「川崎市子どもを虐待から守る条例」を職員に周知し定期的に話し合いを行っている。 step3: 「川崎市子どもの権利に関する条例」「川崎市子どもを虐待から守る条例」を保護者に分かるよう説明や掲示等を行っている。	・児童虐待防止に関する法律 ・川崎市子どもの権利に関する条例 ・川崎市子どもを虐待から守る条例 ・川崎市児童虐待対応ハンドブック

(3)【保育環境としての要素】（ハード面）

保育所は、一人一人の子どもの健康と安全の確保に努めなくてはなりません。そのためには子どもや保育士等の人的環境、施設や遊具などの物的環境を総合的に捉え、環境を構成し、子どもが自ら関わって主体的に活動を生み出したくなるような環境が重要であり、これに伴う危機管理業務や保守管理業務を適切に実施することが必要です。

また、運営者及び施設長は設置基準の遵守に努め、全職員が協力して保育環境の改善に取り組める体制を構築していくことが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
① 適切な人員及びスペースの確保	○居室面積基準や職員配置基準を遵守し、子どもの受入れを行っている。	設置基準の遵守 step1: 国及び川崎市の設置基準を遵守し、適切なスペースの確保と人員配置を行っている。 step2: 子どもの最善の利益を図るという見地から、設置基準を上回るスペースの確保や人員配置に努めている。	・社会福祉法 ・児童福祉法 ・児童福祉施設最低基準 (第5章保育所) ・保育所指導監査基準 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準
② 安全管理の取組	○子どもの行動予測に基づいた危険回避及び施設管理、遊具の安全性や機能の保持を目的とした安全点検等を実施している。 ○安全管理、事故防止マニュアルを整備し、災害や事故及び外部からの不審者の侵入等を想定した訓練を実施するなど、緊急時の対応について日頃から職員に周知し活用している。 ○事故が起きたときの対応が職員に周知され、再発防止に向けた体制が構築されている。(事故発生時の通知)	危険回避及び施設管理 step1: 安全管理及び事故防止などの観点から、利用者の安全確保のための体制が整備されている。 step2: 安全管理や事故防止マニュアルを職員に周知し、定期的な点検及び改善を行っている。 step3: 救命救急やリスクマネジメント等の研修を受講するなど資質向上のための組織体制がある。 防災、防犯訓練の計画及び実施 step1: 法令に定められた防火管理者や消防計画の届け出を適切に行い緊急時の避難経路が確保されている。 step2: 安全管理及び事故防止マニュアルを活用し訓練等を通じて緊急時の役割分担を明確にし、訓練計画及び記録を保管している。 step3: 定期的に訓練計画を見直し直近の災害や大規模災害を想定するなどの工夫があると共に、互助、共助の視点から関係機関や近隣との連携に取り組んでいる。 事故等の再発防止 step1: 事故発生時には、再発防止に向けて危険を回避するための環境整備を行っている。 step2: 報告書を職員で共有し、原因の分析及び再発防止に向け改善する組織体制がある。 step3: 事故やトラブルにつながりそうなヒヤリ・ハット発生時にも報告書等による情報収集の伝達や検証するシステムが構築されている。	・個人情報保護法 ・消費者安全法 ・防災ハンドブック(経済産業省) ・川崎市保育園健康管理マニュアル ・川崎市民間保育所運営基準 ・川崎市公立保育園園外保育及び散歩マニュアル ・危機管理マニュアル ・川崎市公営保育所震災対応マニュアル ・保育園用務員安全管理マニュアル

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
③ 健康・衛生管理の取組	○健康管理、衛生管理に関するマニュアルを整備し、様々な環境対策への配慮をしている。	健康及び衛生管理 step1: 健康や衛生の管理マニュアルに基づき施設を適切に管理し、嘱託医による定期的な健診を実施している。 step2: 乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のための睡眠チェックを定時間隔で実施し、記録を保管している。 step3: 施設の衛生管理や大気汚染などの周囲環境に関する情報を適宜把握し、必要な対応を定めている。	・学校保健安全法 ・保育園医の手引 ・川崎市保育園健康管理マニュアル ・川崎市民間保育所運営基準
	○感染症への対応を職員に周知すると共に、感染の拡大防止を目的とした情報の共有に積極的に取り組んでいる。	感染症への対策 step1: 園児の体調を保護者と園とで共有し、異常や変化に迅速に対応するための仕組みがある。 step2: 感染症集団発生予防の取組みとして健康手帳の活用、毎日の健康チェック、年に1度の既往歴調査を行っている。 step3: 感染情報収集に基づき、園児の健康管理や感染予防を目的とした川崎市の情報ネットワークやサーベイランスシステムの情報など、地域的な感染拡大を防止するための体制がある。	・学校保健安全法 ・川崎市感染症発生動向調査事業実施要領 ・川崎市民間保育所運営基準 (再掲) ・保育園医の手引 ・川崎市保育園健康管理マニュアル
④ 栄養・給食管理の取組	○給食の衛生管理及び給食提供に関するマニュアルを整備し、関係職員に周知している。 ○安全点検が適切に実施され事故防止に努めると共に、適切な食事環境を整備し、国や市の基準に見合った給食提供を行っている。	給食に関する安全衛生管理 step1: 安全かつ衛生的に調理され、年齢に応じた適量の給食提供を目的としたマニュアルやチェックリスト等を活用している。 step2: 給食責任者は調理業務従事者に衛生管理に必要な作業や知識を周知し、事故防止に向け点検や整備を行う体制がある。 step3: 適切な食卓及び椅子の配置や、必要なスペースの確保について配慮するとともに子どもの年齢に応じた食育を推進する組織体制がある。	・保育園における食事の提供ガイドライン ・保育園給食の手引き ・第3期川崎市食育推進計画 ・川崎市民間保育所運営基準
(施設・設備の修繕状況、備品管理) ⑤ 保育環境の整備	○各施設の最低基準や要綱等に基づき施設の設備、備品等の保育環境が整備されている。 ○園内外の清掃や、設備・備品の点検・修繕等維持管理のための計画がある。	保守管理 step1: 乳幼児が年齢に応じた発達を保障され安全かつ衛生的に生活するための備品等が整備されている。 step2: 園内外の清掃が適切に実施され、固定遊具の点検、樹木の剪定等の定期的な設備点検や必要な修繕が行われている。 step3: 施設の設備や保育環境について年間計画に基づき必要な維持管理が適切に行われ、環境改善に向けた定期的な検討や見直しを図る組織体制がある。	・児童福祉施設最低基準等 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所運営基準

「保育の質」を構成する3つの要素

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	国及び川崎市関係法令、条例・マニュアル等
⑥ 養護と教育の一体化における適切な環境	○乳幼児の生活の場として必要な設備環境が整備され定期的に点検や改善が行われている。 ○一人一人の子どもの発達を保障する環境が整備され、組織内で恒常的に見直し、改善する体制がある。	設備保全 step1: 施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態を保持するとともに、施設内外の設備、用具等の環境が整備されている。 step2: 年間計画に基づき施設内の設備が適切に維持管理されるよう定期的に見直し、改善を図る組織体制がある。 step3: 災害・不慮の事故等、緊急時に迅速に対応できる設備や用具が設置されている。 (AED 未設置施設においては近隣の AED 設置施設に当該園の緊急時使用について承諾を得ている。) 環境整備 step1: 一人一人の子どもの発達や興味に応じ主体的な遊びが保障される人的、物的環境が整備されている。 step2: 発達や年齢に必要な生活習慣を習得しやすい環境が整備され、一人でまたは集団で主体的に遊べる十分な空間が確保されている。 step3: 施設内で子どもが主体的に過ごせる生活や遊び空間について、職員間で共有できる定義(文言化された資料)を持ち、保育環境について恒常的に改善する組織体制がある。	・厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」 ・福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例